

株 主 各 位

東京都品川区西五反田四丁目32番1号
日本コンピュータ・ダイナミクス株式会社
代表取締役社長 下 條 治

第52回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第52回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、後記の株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、ご送付いただくか、インターネットにより議決権行使サイト (<http://www.evote.jp/>) において、賛否を入力されるか、何れかの方法により、平成29年6月22日(木曜日)午後5時30分までに到着するよう議決権をご行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時：平成29年6月23日（金曜日）午前10時（受付開始 午前9時）

2. 場 所：東京都品川区西五反田四丁目32番1号
東京日産西五反田ビル2号館2階 当社本社会議室
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

3. 株主総会の目的事項：

- 報 告 事 項**
1. 第52期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）事業報告、連結計算書類の内容ならびに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第52期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案** 定款一部変更の件
- 第2号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く）5名選任の件
- 第3号議案** 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第4号議案** 退任取締役（監査等委員である取締役を除く）に対する退職慰労金贈呈の件
- 第5号議案** 退任監査等委員である取締役に対する退職慰労金贈呈の件
- 第6号議案** 役員退職慰労金制度廃止に伴う退職慰労金打ち切り支給の件
- 第7号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く）に対する業績連動型株式報酬制度導入の件

4. 議決権の行使等についてのご案内

45頁から46頁に記載の【議決権の行使等についてのご案内】をご参照ください。

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎本招集ご通知の添付書類ならびに株主総会参考書類の記載事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.ncd.co.jp/>) に掲載いたしますのでご了承ください。

第52期事業報告

(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用、所得環境の改善が続き、緩やかな回復基調で推移しました。しかしながら、欧州や中近東、東アジア地域等での地政学的なリスクの高まりを受け、世界経済全体としては、依然として先行き不透明な状況が続いております。

当情報サービス業界におきましては、企業収益回復のもと、ユーザー企業のIT需要は堅調に推移してまいりました。また、クラウドコンピューティングやビッグデータ、IoT、AI（人工知能）など、さまざまな新たな技術が注目されており、ビジネス分野への利用拡大が期待されております。

このような環境のもと当社は、創立50周年（平成29年3月）を迎える年として、スローガン「Change & Challenge」を更に加速させ、環境の変化に即応するアクティブな企業体質への転換を図ってまいりました。

当連結会計年度におきましては、当社グループ連結で年度目標を達成することができました。当社単独では、退職給付会計における数理計算上の差異の償却や、自己株式公開買付けに伴う営業外費用の増加等の影響を受け減益となりましたが、売上については、順調に受注獲得が進み、大幅な増収となりました。一方、子会社の株式会社ゼクシスは、順調に業績を伸ばし、前期比増収増益となりました。また、NCDテクノロジー株式会社は、IT基盤事業拡大への継続投資の回収が進み、安定的に黒字化できる体質となり、大幅な増収増益となりました。

以上により、当連結会計年度の売上高は、15,405百万円（前期比11.3%増）、営業利益347百万円（前期比9.1%減）、経常利益333百万円（前期比14.4%減）、親会社株主に帰属する当期純利益249百万円（前期比21.2%増）となりました。

(2) 部門別の概況

当社グループの事業部門別概況は、次のとおりであります。

① システム開発事業

営業体制強化による効果が現われ順調に案件獲得が進みましたが、退職給付会計における数理計算上の差異を補うまでには至らず、増収減益となりました。しかしながら、プロジェクト進捗管理、品質管理強化策は軌道に乗り、不採算プロジェクト解消に功を奏しております。この結果、売上高5,672百万円（前期比2.9%増）、営業利益389百万円（前期比3.5%減）となりました。

② サポート&サービス事業

順調な増員要請に基づく事業拡大が続いたこと、さらに、IT基盤事業拡大や新規領域獲得のための投資に対する回収が進み、増収増益となりました。この結果、売上高4,308百万円（前期比23.8%増）、営業利益127百万円（前期比5.8%増）となりました。

③ パーキングシステム事業

自治体の指定管理案件や月極め駐輪場のECOPOOLの受注が順調に伸びたこと、さらに駐輪場利用料収入も増加し、増収増益となりました。この結果、売上高5,392百万円（前期比11.9%増）、営業利益744百万円（前期比14.0%増）となりました。

部門別売上状況

(単位：百万円、%)

期別 部門別	第 51 期 (平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで)		第 52 期 (平成28年4月1日から 平成29年3月31日まで)		対前年比較増減	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減比
システム開発事業	5,515	39.8	5,672	36.8	157	2.9
サポート & サービス事業	3,480	25.2	4,308	28.0	828	23.8
パーキングシステム事業	4,818	34.8	5,392	35.0	574	11.9
その他事業	29	0.2	31	0.2	1	4.9
合計	13,843	100.0	15,405	100.0	1,561	11.3

(3) 企業集団が対処すべき課題

当社グループのシステム開発事業におきましては、IT環境の変化に即時に対応できる、生販を一体化した体制をとることにより、今まで以上に受注を強化してまいります。また、プロジェクト進捗管理、品質管理策を更に強化させ、より収益性の高い事業へと脱皮を図ってまいります。一方、Newビジネス創出の一環として開発した「高速データ処理デバイス」に関しましては、当該研究開発を専門に行う部門として独立させ、より機能アップした製品に育ててまいります。また、新たな研究開発にも果敢に挑戦してまいります。

サポート&サービス事業におきましては、子会社での技術要員確保が軌道に乗り、次年度以降の収益確保に大きな期待ができます。さらに、今後引き合い案件も多く見込まれることから、引き続き技術要員の確保と業務ローテーションを継続的に実行いたします。

パーキングシステム事業におきましては、事業の基盤となるEcoStation21(エコステーション21)、コミュニティサイクルのecoport(エコポート)、月極め駐輪場システムのECOPOOL(エコプール)3商品を柱に街の駐輪問題を解決する新時代の駐輪システムとして、競合他社との差別化を図ることにより、2020年の東京オリンピック・パラリンピックに向け拡大が期待される新たな需要を確実に受注につなげてまいります。一方、自転車に関するメディアサイトとして新たに立ち上げたLIFE-B(ライブビー)は、次年度、独立した部門とし、更に進化した事業展開を図ってまいります。また、快適な自転車ライフを応援するための店舗、B-SPACE(ピースペース)の開店や、CODEO(コデオ)の販売に続き、新たなBtoC事業にも果敢に挑戦しており、これらの事業を着実に育ててまいります。

- (4) 設備投資等の状況
当期におきましては、特記すべき事項はありません。
- (5) 資金調達の状況
当期におきましては、特記すべき事項はありません。
- (6) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況
当期におきましては、特記すべき事項はありません。
- (7) 他の会社の事業の譲受けの状況
当期におきましては、特記すべき事項はありません。
- (8) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
当期におきましては、特記すべき事項はありません。
- (9) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況
当期におきましては、特記すべき事項はありません。

(10) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	期 別	第 49 期	第 50 期	第 51 期	第 52 期
		自平成25年4月1日 至平成26年3月31日	自平成26年4月1日 至平成27年3月31日	自平成27年4月1日 至平成28年3月31日	自平成28年4月1日 至平成29年3月31日
売 上 高 (百万円)		11,946	13,115	13,843	15,405
経 常 利 益 (百万円)		310	257	389	333
親会社株主に帰属 する当期純利益 (百万円)		124	41	205	249
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)		14.28	4.80	23.59	30.00
総 資 産 (百万円)		9,603	10,058	10,232	10,851
純 資 産 (百万円)		2,701	2,573	2,514	2,550
1 株 当 たり 純 資 産 額 (円)		309.72	295.09	288.33	321.20

② 当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	期 別	第 49 期	第 50 期	第 51 期	第 52 期
		自平成25年4月1日 至平成26年3月31日	自平成26年4月1日 至平成27年3月31日	自平成27年4月1日 至平成28年3月31日	自平成28年4月1日 至平成29年3月31日
売 上 高 (百万円)		9,672	10,960	11,720	13,176
経 常 利 益 (百万円)		250	271	341	213
当 期 純 利 益 (百万円)		108	125	183	131
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)		12.48	14.40	21.04	15.85
総 資 産 (百万円)		8,860	9,352	9,503	9,991
純 資 産 (百万円)		2,489	2,420	2,515	2,287
1 株 当 たり 純 資 産 額 (円)		285.46	277.53	288.45	288.05

(11) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社との関係
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社ゼクシス	96 百万円	100.0 %	システム開発事業 サポート&サービス事業 その他
NCDテクノロジー株式会社	40 百万円	100.0 %	システム開発事業 サポート&サービス事業 パーキングシステム事業 その他
天津恩馳徳情報システム開発有限公司	300 千米ドル	100.0 %	システム開発事業
EastAmbition株式会社	40 百万円	100.0 %	その他

(注) 平成29年2月3日付で、EastAmbition株式会社を設立いたしました。

(12) 主要な事業内容

当社の企業集団は、システム開発事業、サポート&サービス事業及びパーキングシステム事業を主として行っており、各事業の内容は以下のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	事業内容
システム開発事業 (当社) (株式会社ゼクシス) (NCDテクノロジー株式会社) (天津恩馳徳情報システム開発有限公司)	システム開発： コンサルティング システムインテグレーションサービス パッケージソリューションサービス システム維持： アプリケーションシステムの保守及び運用
サポート&サービス事業 (当社) (株式会社ゼクシス) (NCDテクノロジー株式会社)	テクニカルサポートサービス、ヘルプデスクサービス、アウトソーシングサービス、システム等管理運営
パーキングシステム事業 (当社) (NCDテクノロジー株式会社)	自転車駐車場管理システムの販売及び運営、並びにこれらに関するコンサルティング、関連商品の販売
その他 (当社) (株式会社ゼクシス) (NCDテクノロジー株式会社) (EastAmbition株式会社)	その他のサービス

(13) 事業所

会社名	事業所	所在地
当社	本社	東京都品川区
	福岡営業所	福岡市博多区
	長崎営業所	長崎県長崎市
	江東サービスセンター	東京都江東区
株式会社ゼクシス	本社	大阪市中央区
NCDテクノロジー株式会社	本社	東京都品川区
天津恩馳徳信息系统開発有限公司	本社	中国天津市
EastAmbition株式会社	本社	東京都品川区

(14) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
863名 (493名)	31名増 (79名増)

- (注) 1. 従業員数は就業人員数であり、執行役員4名を含んでおります。
2. 臨時従業員は()内に年間平均雇用人数を外数で記載しております。
3. 臨時従業員には、契約社員、パートタイマー及び嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
563名 (418名)	9名増 (53名増)	38.5歳	13.2年

- (注) 1. 従業員数は就業人員数であり、執行役員4名を含んでおります。
2. 臨時従業員は()内に年間平均雇用人数を外数で記載しております。
3. 臨時従業員には、契約社員、パートタイマー及び嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いております。

(15) 主要な借入先

借入先	借入金残高
株式会社三菱東京UFJ銀行	435 <small>百万円</small>
株式会社みずほ銀行	434
株式会社りそな銀行	100
株式会社三井住友銀行	100
三菱UFJ信託銀行株式会社	100
日本生命保険相互会社	107

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 14,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 7,941,416株（自己株式858,584株を除く）
- (3) 1単元の株式の数 100株
- (4) 当期末株主数 4,090名（前期比385名減）
- (5) 大株主(上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
NCD社員持株会	530 ^{千株}	6.69%
株式会社北斗	430	5.41
下 條 武 男	390	4.91
小 黒 節 子	280	3.53
寺 内 吉 孝	190	2.39
山 田 正 勝	172	2.17
村 山 俊 生	167	2.10
原 妙 子	139	1.75
原 晃	137	1.73
下 條 治	119	1.50

- (注) 1. 当社は自己株式(858,584株)を保有しておりますが、上記大株主から除いております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	下 條 治	株式会社ゼクシス取締役 NCDテクノロジー株式会社取締役 East Ambition株式会社取締役
取締役(常務執行役員)	上 田 晋太郎	パーキングシステム事業部長 兼新公共政策推進室担当
取締役(執行役員)	村 山 俊 生	新ビジネス推進部長
取締役(執行役員)	森 山 聡	経営企画室長
取締役(執行役員)	小 林 勇 記	管理本部長兼経理部長 株式会社ゼクシス取締役 East Ambition株式会社監査役
取締役(執行役員)	高 木 洋	I T 事業部担当 East Ambition株式会社取締役
社 外 取 締 役	高 木 洋 二	
社外取締役(監査等委員)	中 山 かつお	公認会計士 株式会社アイティフォー取締役
社外取締役(監査等委員)	井 元 義 久	弁護士
社外取締役(監査等委員)	仙北谷 哲 男	

- (注) 1. 平成28年6月24日開催の第51回定時株主総会終結の時をもって、取締役相談役伊藤敬夫氏、取締役岸賢氏は、任期満了により退任いたしました。
2. 平成28年6月24日開催の第51回定時株主総会において、小林勇記氏、高木洋氏が取締役に新たに選任され、就任いたしました。
3. 取締役中山かつお氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 取締役高木洋二氏、取締役中山かつお氏、取締役井元義久氏、及び取締役仙北谷哲男氏は、東京証券取引所の「有価証券上場規程」第436条の2に規定する独立役員であります。
5. NCDテクノロジー株式会社は、当社が全額出資する子会社であり、当社は同社との間でシステム開発業務の委託等の取引関係があります。
6. 株式会社ゼクシスは、当社が全額出資する子会社であり、当社は同社との間でシステム開発業務の委託等の取引関係があります。
7. East Ambition株式会社は、当社が全額出資する子会社であります。
8. その他の兼職先と当社との間には、特別な利害関係はありません。
9. 当社は、監査等委員会の職務を補助する者として、内部監査室の社員をあてており、重要会議への出席等を通じて情報の収集を行うなど、監査の実効性を確保していることから、常勤の監査等委員の選定を行っておりません。
10. 平成29年4月1日付組織変更に伴い、以下のとおり取締役の担当について変更がありました。

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
取締役(常務執行役員)	上 田 晋 太 郎	パーキングシステム事業部長 兼クリエイティブマーケティング部長
取締役(執行役員)	村 山 俊 生	I R T 推進部長
取締役(執行役員)	森 山 聡	経営企画室担当
取締役(執行役員)	高 木 洋	I T 事業部担当兼情報管理部担当

11. 当社は、執行役員制度を導入しております。平成29年4月1日現在、前記の取締役を兼務している者以外の各執行役員の氏名及び担当は次のとおりであります。

氏 名	担 当
田 辺 信 幸	I T事業部長
杉 本 典 彦	I T事業部特命担当
宮 田 大 介	I T事業部特命担当
中 根 純 一	パーキングシステム事業部副事業部長

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に規定しており、各社外取締役との間で責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

(3) 取締役の報酬等の額

区 分	支給人員	支 給 額	摘 要
取締役 (監査等委員を除く)	9名	124,637千円	(うち社外取締役 1名 4,452千円)
社外取締役 (監査等委員)	3名	8,287千円	

- (注) 1. 上記報酬等の額には、役員退職慰労引当金の当期繰入額（監査等委員を除く取締役 13,407千円（うち社外取締役 342千円）、監査等委員である社外取締役 637千円）及び当期末払役員賞与計上額（監査等委員を除く取締役 6,020千円）が含まれております。
2. 上記の取締役の支給人員及び支給額には平成28年6月24日開催の第51回定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役2名を含んでおります。
3. 上記報酬等の額のほか、平成28年6月24日開催の第51回定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役2名に対して、役員退職慰労金として、72,400千円支給しております。なお、この金額には過年度の事業報告において開示した役員退職慰労引当金繰入額 59,282千円が含まれております。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

「(1) 取締役の氏名等」に記載のとおりであります。

② 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
社外取締役	高 木 洋 二	当事業年度に開催した定例及び決算取締役会（12回のうち12回に出席）やその他重要会議に出席し、主に経営者としての豊富な経験を基に、助言・提言を行っております。
社外取締役 (監査等委員)	中 山 かつお	当事業年度に開催した定例及び決算取締役会（12回のうち11回に出席）、及び監査等委員会（6回のうち5回に出席）やその他重要会議に出席し、主に公認会計士としての専門的見地から、助言・提言を行っております。
社外取締役 (監査等委員)	井 元 義 久	当事業年度に開催した定例及び決算取締役会（12回のうち10回に出席）、及び監査等委員会（6回のうち5回に出席）に出席し、主に弁護士としての専門的見地から、助言・提言を行っております。
社外取締役 (監査等委員)	仙北谷 哲 男	当事業年度に開催した定例及び決算取締役会（12回のうち10回に出席）、及び監査等委員会（6回のうち5回に出席）やその他重要会議に出席し、主に経営者としての豊富な経験を基に、助言・提言を行っております。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

区 分	報酬等の額
①当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	28百万円
②当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	28百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額等を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、上記①の金額は、これらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査等委員会の決議により、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的事項とすることといたします。また、会計監査人が会社法第340条第1項の各号に定める項目に該当すると認められる場合、監査等委員会は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任理由を報告いたします。

(5) 過去2年間に業務の停止の処分を受けた者に関する事項

当社の会計監査人は、平成27年12月22日、金融庁から、契約の新規の締結に関する業務の停止3ヶ月（平成28年1月1日から同年3月31日まで）の処分を受けました。

5. 業務の適正を確保するための体制の整備及び運用に関する事項

当社における取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制、及び当該体制の運用状況は、以下のとおりであります。

[内部統制システムについて]

1. 内部統制システム構築に関する基本方針

- (1) 当社は、内部統制システムの整備にあたり、法令の遵守、損失の危機管理および適正かつ効率的な事業運営を目的に各種対策を講じる。
- (2) 内部統制システムの整備・運用のため、内部統制委員会を設置し、規程・体制等の整備を行うとともに、内部統制システムの有効性を評価した上で、必要な改善を実施する。

2. 内部統制システムに関する体制の整備

- (1) 取締役および社員の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - ① 当社グループ（当社およびその子会社からなる企業集団をいう）は、企業倫理の確立ならびに取締役および社員による法令、定款および社内規程の遵守の確保を目的に「NCDグループ行動規範」を制定し、その周知徹底を図る。
 - ② 取締役は、重大な法令違反その他会社規程等の違反に関する重要な事実を発見した場合は、直ちに監査等委員に報告するとともに、遅滞なく取締役会において報告する。
 - ③ 内部監査室は、各部門の日常的な活動状況について、法令や社内規程の遵守に関して計画的な監査を実施し、代表取締役社長および監査等委員に報告する。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
 - ① 取締役の職務の執行に係る重要な文書および情報（議事録、決裁関係書類、契約書、会計・財務関係書類等）は、文書および情報の管理に関する社内規程に基づき、所管部署において適切な管理を行う。
 - ② 取締役から、当該文書および情報の閲覧の要求があった場合は、速やかに提出する。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ① 事業上発生しうる損失の危険（以下「リスク」という）に備えるため、各種損失に関する規程（内部情報管理規程、機密情報保護規程、個人情報保護規程等）を制定する。

- ② 内部統制委員会は、各種規程に基づき内部統制システムの整備、リスクの未然防止について検討、対処する。
- ③ 取締役会は、リスク管理の状況について監視し、必要に応じて指示を行う。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ① 取締役の適切な責任分担と監督体制により効率的な事業運営を行うため、組織の構成と各組織の役割を定めた、組織規程と職務権限規程を制定する。
 - ② 取締役会規程を定め、毎月開催される取締役会において経営に関する重要事項について決定を行うとともに、職務の執行状況について報告する。
 - ③ 取締役会は、執行役員を任命し執行役員に対して権限委譲を行うことで、事業運営に関する迅速な意思決定および機動的な職務執行を推進する。また、毎月の執行役員会で執行役員より職務執行に関する報告を受ける。
- (5) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
 - ① 子会社に対し取締役の派遣や「NCDグループ行動規範」に基づいた業務遂行の情報共有を行うとともに、子会社の遵法体制その他業務の適正を確保するための体制の整備に関する指導および支援を行う。
 - ② 当社は、当社グループ各社の業態やリスクの特性等に応じた適切なリスク管理を、会社毎に実施させる。
 - ③ 子会社の取締役は、当社が毎月開催する執行役員会、あるいは必要に応じて取締役会に出席し、当該子会社の経営活動について報告する。
 - ④ 経理部は、子会社の経営内容を把握し、不正・誤謬の発生を防止するため、子会社から定期的に事業および経理に関する報告を求める。
- (6) 監査等委員の職務を補助すべき社員に関する事項およびその社員の取締役からの独立性に関する事項
 - ① 監査等委員がその職務を補助すべき社員を置くことを求めた場合、監査等委員と協議のうえ、監査等委員を補助する社員を指名するものとする。
 - ② 指名された社員の指揮権は、補助すべき業務を遂行する期間において監査等委員に移譲されたものとし、当該業務遂行中は他の指揮命令を受けないものとする。
 - ③ 当該社員の人事異動、評価等については監査等委員の意見を尊重し対処するものとする。
- (7) 取締役および社員が監査等委員に報告するための体制および監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ① 監査等委員は、執行役員会や取締役会に出席し、さまざまな報告を求めることができる。

- ② 取締役および社員は、監査等委員から業務執行等に関する事項の報告を求められた場合は、速やかに当該事項の報告を行う。
 - ③ 当社は、当社グループ各社の取締役、監査役または社員が、当社グループ各社の業務執行に関し重大な法令もしくは社内ルールに違反、または会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したとき、これらの者またはこれらの者から報告を受けた者が、当社の監査等委員に報告を行う体制を整備する。
 - ④ 当社は、当社グループ各社において、上記③の報告を行った者に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。
 - ⑤ 当社は、監査等委員の職務の執行に係る費用等について、当社が監査等委員の職務の執行に必要ないと認められる場合を除き、これを支払う。
- (8) 財務報告の適正性を確保するための体制
- ① 財務報告の重要性を理解し、財務報告の適正性を確保するため関連諸規程および内部統制システムを整備する。
 - ② 内部統制システムは取引の発生から財務諸表が作成される過程において、虚偽や誤りが生じる要因を洗い出し、これらリスクがコントロールできるように設計する。
 - ③ 内部統制システムの有効性を整備面および運用面から評価し、不備が発見された場合は速やかに是正するとともに、期末時点での状況について適正な開示を行う。

[反社会的勢力排除について]

1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、社会の秩序や安全を阻害するおそれのある、あらゆる団体・個人との関係を一切持たない。また、このような団体・個人から接触を受けたときは、速やかに警察等のしかるべき機関に通報するとともに、暴力的あるいは不当な要求に対しては、弁護士等を含め外部機関と連携して組織的に対処する。

2. 反社会的勢力排除に向けた体制の整備

- (1) 「NCDグループ行動規範」に、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力、団体との関係は一切遮断する旨を明記し、すべての役員、使用人に対し啓蒙活動を行う。
- (2) 公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会に加盟しており、当団体や株主名簿管理人等から反社会的勢力関連の諸情報を収集し、不測の事態に備え、常に最新の動向を把握するよう努める。
- (3) これらの反社会的勢力に対する対応は、総務部が統括し、必要に応じ弁護士や警察等外部機関と連携し、対処する。

[業務の適正を確保するための体制の運用状況について]

当社は、内部統制システムの整備及び運用状況について、内部統制委員会が中心になり継続的にモニタリングを実施し、取締役会に報告しております。その上で新たな対応が必要となった事項については、是正処置を行い、より適切な内部統制システムの構築・運用に努めております。

6. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、企業活動の強化と積極的な事業展開に備えて内部留保に努めるとともに、配当性向や配当利回りなどを総合的に判断し、安定的な配当を維持することを基本方針としております。今後におきましても経営基盤の一層の強化と積極的な事業展開を継続しつつ、配当性向として40%を目標に適切な利益還元を実施してゆく所存であります。

上記方針に基づき、当事業年度の期末配当につきましては、普通配当を1株当たり5円といたしました。また当社は、平成29年3月16日をもちまして、創立50周年を迎えることができました。つきましては、株主の皆様の日頃のご支援に感謝の意を表するため、1株当たり2円の記念配当を実施させていただくことといたしました。

したがって、当事業年度の期末配当は、普通配当、記念配当を合わせ、1株当たり7円となります。これにより、当事業年度の年間配当は、既に実施した中間配当5円と合わせ、1株当たり12円となります。

本事業報告中の記載数字は、金額及び株数については表示単位未満を切り捨て、比率その他については、表示単位未満を四捨五入しております。

連結貸借対照表

(平成29年 3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	6,541,296	流動負債	3,951,458
現金及び預金	2,922,598	買掛金	698,606
受取手形及び売掛金	2,306,832	短期借入金	907,301
リース債権及びリース投資資産	742,907	1年内返済予定の長期借入金	135,000
商品及び製品	40,318	リース債務	835,132
仕掛品	149,395	未払法人税等	164,970
繰延税金資産	197,662	賞与引当金	439,345
その他	181,581	その他	771,102
固定資産	4,310,158	固定負債	4,349,152
有形固定資産	909,083	長期借入金	235,000
建物及び構築物	91,998	リース債務	2,042,002
工具、器具及び備品	172,219	役員退職慰労引当金	131,510
土地	317,735	退職給付に係る負債	1,850,182
リース資産	327,103	その他	90,455
その他	26		
無形固定資産	112,321	負債合計	8,300,610
投資その他の資産	3,288,753	(純資産の部)	
投資有価証券	409,603	株主資本	2,468,544
繰延税金資産	601,160	資本金	438,750
リース債権及びリース投資資産	1,807,463	資本剰余金	903,593
その他	470,526	利益剰余金	1,443,603
		自己株式	△317,401
		その他の包括利益累計額	82,299
		その他有価証券評価差額金	60,220
		為替換算調整勘定	1,199
		退職給付に係る調整累計額	20,878
		純資産合計	2,550,843
資産合計	10,851,454	負債・純資産合計	10,851,454

連結損益計算書

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		15,405,179
売上原価		13,277,569
売上総利益		2,127,609
販売費及び一般管理費		1,780,387
営業利益		347,222
営業外収益		
受取利息	82	
受取配当金	3,934	
補助金収入	5,026	
受取家賃	4,668	
受取保険金及び配当金	3,647	
その他	9,262	26,620
営業外費用		
支払利息	17,666	
自己株式取得費用	17,267	
その他	5,406	40,341
経常利益		333,501
特別損失		
減損損失	2,557	
関係会社清算損	1,816	4,374
税金等調整前当期純利益		329,126
法人税、住民税及び事業税	186,378	
法人税等調整額	△106,662	79,715
当期純利益		249,410
親会社株主に帰属する当期純利益		249,410

連結株主資本等変動計算書

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	438,750	903,593	1,277,506	△19,402	2,600,447
当期変動額					
剰余金の配当			△83,314		△83,314
親会社株主に帰属する当期純利益			249,410		249,410
自己株式の取得				△297,999	△297,999
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	-	-	166,096	△297,999	△131,903
当期末残高	438,750	903,593	1,443,603	△317,401	2,468,544

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	34,874	1,253	△121,838	△85,709	2,514,738
当期変動額					
剰余金の配当					△83,314
親会社株主に帰属する当期純利益					249,410
自己株式の取得					△297,999
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	25,345	△54	142,717	168,008	168,008
当期変動額合計	25,345	△54	142,717	168,008	36,105
当期末残高	60,220	1,199	20,878	82,299	2,550,843

連結注記表

＜連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等＞

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数

4社

連結子会社の名称

株式会社ゼクシス

NCDテクノロジー株式会社

天津恩馳徳信息系统開発有限公司

East Ambition株式会社

連結範囲の変更

East Ambition株式会社は、新規設立により、当連結会計年度から連結子会社に含めております。

(2) 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社の名称

該当事項はありません。

なお、非連結子会社であった株式会社エヌシーディは、平成28年8月5日付をもって清算終了しております。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した非連結子会社及び関連会社はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、天津恩馳徳信息系统開発有限公司の決算日は、12月31日であります。

連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

② たな卸資産

商品及び製品

主に総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

仕掛品

個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、平成10年4月1日以降取得した建物（附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降取得した建物附属設備及び構築物については定額法）

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物及び構築物 10～22年

工具、器具及び備品 5～20年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、市場販売目的のソフトウェアについては、経済的耐用年数（3年）に基づく定額法によっております。

自社利用ソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

③ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異については、翌連結会計年度に一括費用処理することとしております。

過去勤務費用については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により費用処理しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

受注制作ソフトウェアの計上基準

当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められるもの

工事進行基準（進捗率の見積りは原価比例法）

その他のもの

検収基準

(6) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜き方式によっております。

<会計方針の変更>

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年6月17日）を当連結会計年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

この結果、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響は軽微であります。

<追加情報>

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当連結会計年度から適用しております。

<表示方法の変更>

（連結損益計算書）

前連結会計年度において、営業外収益の「その他」に含めて表示しておりました「受取家賃」及び「受取保険金及び配当金」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記しております。

なお、前連結会計年度の「受取家賃」は3,448千円、「受取保険金及び配当金」は2,321千円であります。

前連結会計年度において、区分掲記しておりました営業外費用の「保険解約損」及び「固定資産除却損」は金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「その他」に含めて表示しております。

なお、当連結会計年度の「保険解約損」は1,820千円、「固定資産除却損」は2,879千円であります。

前連結会計年度において、特別損失の「その他」に含めて表示しておりました「減損損失」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記しております。

なお、前連結会計年度の「減損損失」は2,615千円であります。

<連結貸借対照表に関する注記>

1. 担保に供している資産	現金及び預金	67,000千円
	建物及び構築物	20,275千円
	土地	112,287千円
	投資有価証券	30,986千円
	計	230,549千円
上記に対応する債務	短期借入金	307,501千円
	1年内返済予定の長期借入金	30,000千円
	長期借入金	105,000千円
	計	442,501千円
2. 有形固定資産の減価償却累計額		923,680千円

<連結株主資本等変動計算書に関する注記>

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の総数 8,800,000株
2. 剰余金の配当に関する事項
(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成28年5月16日 取締役会	普通株式	43,607千円	5円00銭	平成28年3月31日	平成28年6月27日
平成28年10月28日 取締役会	普通株式	39,707千円	5円00銭	平成28年9月30日	平成28年12月2日

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成29年5月15日 取締役会	普通株式	利益剰余金	55,589千円	7円00銭	平成29年3月31日	平成29年6月26日

<金融商品に関する注記>

1. 金融商品の状況に関する事項
金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、主に銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。投機的な取引は行わない方針であります。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、債権管理規程に従い、リスクの軽減を図っております。投資有価証券である株式及び債券は、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握しております。

買掛金は、全て1年以内の支払期日であります。借入金は主に運転資金及び設備投資に係る資金調達であります。このうち、金利の変動リスクに晒されている変動金利の借入金は、短期的な資金調達手段として利用しております。また、流動性リスクに晒されている営業債務や借入金は、月次に資金繰計画を作成・更新することにより管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成29年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
① 現金及び預金	2,922,598	2,922,598	-
② 受取手形及び売掛金	2,306,832	2,306,867	34
③ 投資有価証券			
満期保有目的の債券	202,529	204,840	2,310
投資有価証券（その他有価証券）	187,928	187,928	-
④ リース債権及びリース投資資産	2,550,371	2,471,109	△79,261
資 産 計	8,170,260	8,093,343	△76,916
① 買掛金	698,606	698,606	-
② 短期借入金	907,301	907,301	-
③ 長期借入金	370,000	366,588	△3,411
④ リース債務	2,877,135	2,823,384	△53,750
負 債 計	4,853,042	4,795,880	△57,162

(注1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資産

① 現金及び預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

② 受取手形及び売掛金

これらの時価については、一定の期間ごとに区分した債権ごとに債権額を満期までの期間及び信用リスクを加味した利率により割り引いた現在価値によっております。

③ 投資有価証券

これらの時価については、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

④ リース債権及びリース投資資産

これらの時価については、リース料債権ごとに将来キャッシュ・フローを満期までの期間及び信用リスクを加味した利率により割り引いた現在価値によっております。

なお、流動資産のリース債権及びリース投資資産を含めて表示しております。

負債

① 買掛金及び② 短期借入金

これらは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

③ 長期借入金及び④ リース債務

これらの時価については、元利金の合計額を新規に同様の借入又は、リース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

なお、長期借入金には1年内返済予定の長期借入金、リース債務には流動負債のリース債務をそれぞれ含めて表示しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

非上場株式（連結貸借対照表計上額19,144千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「③ 投資有価証券」には含めておりません。

< 1 株当たり情報に関する注記 >

1. 1株当たり純資産額	321円20銭
2. 1株当たり当期純利益	30円00銭

貸借対照表

(平成29年 3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	5,255,955	流動負債	3,761,286
現金及び預金	2,015,460	買掛金	696,921
売掛金	1,967,859	短期借入金	899,801
リース投資資産	742,907	1年内返済予定の長期借入金	135,000
商品及び製品	40,318	リース債務	834,659
仕掛品	142,825	未払金	171,239
前払費用	55,585	未払費用	201,039
立替金	112,653	未払法人税等	134,299
繰延税金資産	169,485	未払消費税等	112,308
その他	8,858	前受金	73,232
固定資産	4,735,550	預り金	73,325
有形固定資産	870,518	賞与引当金	419,746
建物	56,891	その他	9,711
構築物	5,364	固定負債	3,942,624
車両運搬具	0	長期借入金	235,000
工具、器具及び備品	165,726	リース債務	2,039,933
土地	317,735	退職給付引当金	1,512,714
リース資産	324,800	役員退職慰労引当金	74,509
無形固定資産	111,294	その他	80,466
ソフトウェア	105,118	負債合計	7,703,911
その他	6,176	(純資産の部)	
投資その他の資産	3,753,736	株主資本	2,233,378
投資有価証券	176,457	資本金	438,750
関係会社株式	1,080,901	資本剰余金	903,593
繰延税金資産	461,613	資本準備金	903,593
敷金及び保証金	211,613	利益剰余金	1,208,436
リース投資資産	1,807,463	利益準備金	59,000
その他	15,686	その他利益剰余金	1,149,436
		別途積立金	1,000,000
		繰越利益剰余金	149,436
		自己株式	△317,401
		評価・換算差額等	54,216
		その他有価証券評価差額金	54,216
		純資産合計	2,287,594
資産合計	9,991,506	負債・純資産合計	9,991,506

損益計算書

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		13,176,759
売上原価		11,457,660
売上総利益		1,719,099
販売費及び一般管理費		1,489,363
営業利益		229,735
営業外収益		
受取利息及び配当金	3,243	
補助金収入	5,026	
受取家賃	4,668	
受取保険金及び配当金	2,926	
その他	5,833	21,699
営業外費用		
支払利息	17,334	
自己株式取得費用	17,267	
その他	3,619	38,221
経常利益		213,213
特別損失		
減損損失	2,557	
関係会社清算損	1,816	4,374
税引前当期純利益		208,838
法人税、住民税及び事業税	149,329	
法人税等調整額	△72,271	77,058
当期純利益		131,780

株主資本等変動計算書

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本					利益剰余金 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金		
				別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	438,750	903,593	59,000	1,000,000	100,971	1,159,971
当期変動額						
剰余金の配当					△83,314	△83,314
当期純利益					131,780	131,780
自己株式の取得						
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)						
当期変動額合計	-	-	-	-	48,465	48,465
当期末残高	438,750	903,593	59,000	1,000,000	149,436	1,208,436

	株主資本		評価・換算差額等	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	
当期首残高	△19,402	2,482,912	32,850	2,515,762
当期変動額				
剰余金の配当		△83,314		△83,314
当期純利益		131,780		131,780
自己株式の取得	△297,999	△297,999		△297,999
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			21,365	21,365
当期変動額合計	△297,999	△249,533	21,365	△228,167
当期末残高	△317,401	2,233,378	54,216	2,287,594

個別注記表

＜重要な会計方針に係る事項に関する注記＞

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式

移動平均法による原価法

② その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

① 商品及び製品

主に総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

② 仕掛品

個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、平成10年4月1日以降取得した建物（附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降取得した建物附属設備及び構築物については定額法）

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物	10～22年
工具、器具及び備品	5～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、市場販売目的のソフトウェアについては、経済的耐用年数（3年）に基づく定額法によっております。

自社利用ソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、翌事業年度に一括費用処理することとしております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により費用処理しております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

受注制作ソフトウェアの計上基準

当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められるもの

工事進行基準（進捗率の見積りは原価比例法）

その他のもの

検収基準

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の貸借対照表における取扱いが連結貸借対照表と異なります。

(2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっております。

<会計方針の変更>

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年6月17日）を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

この結果、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。

<追加情報>

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当事業年度から適用しております。

<表示方法の変更>

（貸借対照表）

「未払消費税等」の表示方法は、従来、貸借対照表上、流動負債の「その他」（前事業年度64,491千円）に含めて表示しておりましたが、重要性が増したため、当事業年度より、「未払消費税等」（当事業年度112,308千円）として表示しております。

（損益計算書）

「受取保険金及び配当金」の表示方法は、従来、損益計算書上、営業外収益の「その他」（前事業年度1,554千円）に含めて表示しておりましたが、重要性が増したため、当事業年度より、「受取保険金及び配当金」（当事業年度2,926千円）として表示しております。

「固定資産除却損」の表示方法は、従来、損益計算書上、営業外費用の「固定資産除却損」（前事業年度5,015千円）として表示しておりましたが、重要性が乏しくなったため、当事業年度より、営業外費用の「その他」（当事業年度2,879千円）に含めて表示しております。

<貸借対照表に関する注記>

1. 担保に供している資産	現金及び預金	67,000千円
	建物	20,275千円
	土地	112,287千円
	投資有価証券	6,997千円
	計	206,559千円
上記に対応する債務	短期借入金	300,001千円
	1年内返済予定の長期借入金	30,000千円
	長期借入金	105,000千円
	計	435,001千円
2. 有形固定資産の減価償却累計額		889,437千円
3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	短期金銭債権	10,531千円
	短期金銭債務	43,372千円
	長期金銭債務	702千円

<損益計算書に関する注記>

関係会社との取引高	売上高	8,986千円
	営業費用	471,402千円

<株主資本等変動計算書に関する注記>

当事業年度の末日における自己株式の数	普通株式	858,584株
--------------------	------	----------

<税効果会計に関する注記>

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産		
退職給付引当金		463,059千円
賞与引当金		129,701千円
資産除去債務		24,683千円
役員退職慰労引当金		22,908千円
未払社会保険料		18,555千円
その他		59,034千円
繰延税金資産小計		717,943千円
評価性引当額		△53,550千円
繰延税金資産合計		664,392千円
繰延税金負債		
有形固定資産		△9,389千円
その他有価証券評価差額金		△23,905千円
繰延税金負債合計		△33,294千円
繰延税金資産の純額		631,098千円

< 関連当事者との取引に関する注記 >

役員及び個人主要株主等

(単位：千円)

種 類	会社等の名称または氏名	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科 目	期末残高
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	エスアンドエス 有限会社 (注1)	なし	なし	自己株式の取得 (注2)	297,960	-	-

(注1) 当社役員下條治の近親者が議決権の100%を直接保有しております。

(注2) 取引条件および取引条件の決定方針等

自己株式の取得は、平成28年7月29日開催の取締役会決議に基づき、公開買付けにより当社普通株式780千株を1株当たり382円で取得したものであります。

< 1株当たり情報に関する注記 >

- | | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 288円05銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 15円85銭 |

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年5月17日

日本コンピュータ・ダイナミクス株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 横内 龍也 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小野原 徳郎 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本コンピュータ・ダイナミクス株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本コンピュータ・ダイナミクス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年5月17日

日本コンピュータ・ダイナミクス株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 横内 龍也 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 小野原 徳郎 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本コンピュータ・ダイナミクス株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第52期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第52期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ①監査等委員会が定めた監査等委員会監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年5月26日

日本コンピュータ・ダイナミクス株式会社 監査等委員会

監査等委員 中山 かつお ㊞
監査等委員 井元 義久 ㊞
監査等委員 仙北谷 哲男 ㊞

(注) 監査等委員の中山かつお、井元義久、及び仙北谷哲男は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

平成27年9月30日施行の「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律」（平成27年法律第73号）により、特定労働者派遣事業（届出制）と一般労働者派遣事業（許可制）の区別が廃止され、全ての労働者派遣事業が許可制となりましたので、現行定款第2条（目的）の一部を変更するものであります。

また、当社の事業内容の多様化と今後の事業展開に備えるため、事業目的を追加するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します）

現 行 定 款	変 更 案
<p>（目的） 第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. コンピュータシステムの導入、設計、製造に関するコンサルティング 2. コンピュータシステムの開発、メンテナンス、運用管理及び技術者派遣に関する業務 3. コンピュータソフトウェアパッケージの開発及び販売 4. コンピュータ及びその周辺機器の販売 5. コンピュータの利用に関する技術支援サービス <p>（新設）</p> <ol style="list-style-type: none"> 6. 自転車駐車場の経営並びに設備機器及び関連システムの開発、販売、運用 <p>（新設）</p> <ol style="list-style-type: none"> 7. 建築工事及び土木工事の請負 8. 古物営業法に基づく古物の売買 <p>（新設）</p> <ol style="list-style-type: none"> 9. 前各号に関連する一切の業務 	<p>（目的） 第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. コンピュータシステムの導入、設計、製造に関するコンサルティング 2. コンピュータシステムの開発、メンテナンス、運用管理 3. コンピュータソフトウェアパッケージの開発及び販売 4. コンピュータ及びその周辺機器の販売 5. コンピュータの利用に関する技術支援サービス 6. インターネットを利用した各種情報処理提供サービス業及び広告代理店業 7. 自転車駐車場の経営並びに設備機器及び関連システムの開発、販売、運用 8. 自転車並びにそれらの部品及び関連商品の販売及び修理 9. 建築工事及び土木工事の請負 10. 古物営業法に基づく古物の売買 11. 労働者派遣事業 12. 前各号に関連する一切の業務

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）5名選任の件

現在の取締役（監査等委員である取締役を除く）7名は、本総会終結の時をもって全員任期満了となります。つきましては経営体制の一層の効率化を図る目的で2名減員し、取締役（監査等委員である取締役を除く）5名の選任をお願いするものであります。

なお、監査等委員会から、各候補者は当社の取締役として適任であるとの意見表明を受けております。

取締役（監査等委員である取締役を除く）候補者は、次のとおりであります。

番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
1	しも じょう おさむ 下 條 治 (昭和33年1月19日生)	昭和61年3月 当社入社 平成9年10月 当社北海道支店長 平成12年11月 株式会社日本システムリサーチ（現NCDテクノロジー株式会社）取締役（現任） 平成17年4月 同社代表取締役社長 平成20年6月 当社取締役執行役員 平成22年4月 当社第2システムソリューション事業部長 平成24年4月 当社代表取締役社長（現任） 平成28年5月 株式会社ゼクシス取締役（現任） 平成29年2月 East Ambition株式会社取締役（現任）	119,000株
2	うえ だ しん たろう 上 田 晋 太 郎 (昭和39年8月7日生)	平成13年5月 当社入社 平成18年4月 当社パーキングシステム事業部営業2部長 平成23年4月 当社執行役員 当社パーキングシステム事業部副事業部長 平成24年4月 当社パーキングシステム事業部長 平成26年6月 当社取締役（現任） 平成28年4月 当社パーキングシステム事業部長兼新公共政策推進室担当 平成28年6月 当社常務執行役員（現任） 平成29年4月 当社パーキングシステム事業部長兼クリエイティブマーケティング部長（現任）	10,100株
3	こ ばやし ゆう き 小 林 勇 記 (昭和37年12月9日生)	平成10年12月 当社入社 平成18年4月 当社経理部長 平成25年4月 当社執行役員（現任） 平成27年4月 当社管理本部長兼経理部長（現任） 平成28年5月 株式会社ゼクシス取締役（現任） 平成28年6月 当社取締役（現任） 平成29年2月 East Ambition株式会社監査役（現任）	5,100株
4	たか き ひろし 高 木 洋 (昭和43年7月4日生)	平成28年4月 当社入社 当社執行役員（現任） 当社IT事業統括担当 平成28年6月 当社取締役（現任） 当社IT事業部担当 平成29年2月 East Ambition株式会社取締役（現任） 平成29年4月 当社IT事業部担当兼情報管理部担当（現任）	1,000株

番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
5	たかぎ ようじ 高木 洋二 (昭和24年7月25日生)	昭和48年4月 大阪商船三井船舶株式会社(現株式会社商船三井)入社 平成10年7月 商船三井システムズ株式会社取締役 平成16年7月 同社常務取締役 平成22年7月 同社専務取締役 平成24年6月 同社顧問 平成27年6月 当社社外取締役(現任)	0株

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別な利害関係はありません。
2. 高木洋二氏は、社外取締役候補者であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
3. 高木洋二氏を社外取締役候補者とした理由は、商船三井システムズ株式会社における豊富な経営経験をもとに、経営上の重要事項の決定、業務執行の監督等に十分な役割を果たしていただけるものと判断したためであります。なお、同氏の当社取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
4. 当社は、高木洋二氏が取締役就任した場合、同氏との間で会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結する予定です。当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

現在の監査等委員である取締役3名は本総会終結の時をもって全員任期満了となります。つきましては改めて監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。なお本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
1	なか やま 中山 かつお (昭和40年5月9日生)	平成3年10月 太田昭和監査法人(現新日本有限責任監査法人)入所 平成4年3月 公認会計士登録 平成19年6月 当社社外監査役 平成22年6月 株式会社アイティフォー取締役(現任) 平成27年6月 当社社外取締役(監査等委員)(現任)	27,000株

番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
2 ※	おくの 奥野 しのぶ 滋 (昭和27年2月15日生)	昭和60年4月 弁護士登録 平成16年4月 第二東京弁護士会副会長 日本弁護士連合会常務理事 平成19年1月 当社顧問弁護士(現任) 平成19年4月 第二東京弁護士会事務局長 平成19年5月 財団法人日本法律家協会幹事(現任) 平成23年12月 原子力損害賠償紛争解決センター仲介委員 (現任) 平成29年4月 第二東京弁護士会常議員会議長(現任)	0株
3 ※	まつやま 松山 ひろし 裕 (昭和23年12月25日生)	昭和46年4月 株式会社日本タイムシェア入社 昭和49年11月 アメリカンライフインシュアランスカンパ ニー(現メットライフ生命保険株式会社) 入社 平成13年4月 A I G スター生命保険株式会社執行役員 平成16年9月 アメリカンライフインシュアランスカンパ ニー(現メットライフ生命保険株式会社) 執行役員 平成23年1月 同社常務執行役員	0株

- (注) 1. ※印は新任の取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には、特別な利害関係はありません。なお、奥野滋氏は現在当社との間で法律顧問契約を締結しておりますが、当該議案承認をもって解約する予定であります。
3. 各候補者は、社外取締役候補者であります。また、当社は中山かつお氏について、東京証券取引所に対し独立役員として届け出ております。
4. 中山かつお氏を社外取締役候補者とした理由は、公認会計士として企業財務に十分に精通しておられ、その豊富な経験、高度な見識から、公正かつ客観的な意見を述べ、その職責を果たしていただけるものと判断したためであります。なお、同氏の監査等委員である社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。また、同氏は、平成19年から平成27年まで当社の社外監査役を務めておりました。
5. 奥野滋氏を社外取締役候補者とした理由は、弁護士としての専門的見地と法曹界における豊富な経験、高度な見識を有しておられ、これらを活かし、公平、公正な意見を述べ、その職責を果たしていただけるものと判断したためであります。
6. 松山裕氏を社外取締役候補者とした理由は、メットライフ生命保険株式会社における豊富な経営経験をもとに、経営上の重要事項の決定、業務執行の監督等に十分な役割を果たしていただけるものと判断したためであります。
7. 当社は、各候補者が取締役に就任した場合各氏との間で会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結する予定です。当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。

第4号議案 退任取締役（監査等委員である取締役を除く）に対する退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって取締役を退任されます村山俊生氏、森山聡氏に対し、在任中の功労に報いるため、当社における一定の基準による相当額の範囲内で慰労金を贈呈したいと存じます。

なお、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、取締役（監査等委員である取締役を除く）在任期間分については取締役会に、監査役在任期間分については監査等委員である取締役の協議にご一任願いたいと存じます。

退任取締役の略歴は、次のとおりであります。

氏名	略歴
村山俊生	平成元年7月 当社取締役
	平成10年6月 当社常務取締役
	平成19年6月 当社常勤監査役
	平成27年6月 当社取締役（現任）
森山聡	平成16年6月 当社取締役（現任）

第5号議案 退任監査等委員である取締役に対する退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって取締役を退任されます井元義久氏、仙北谷哲男氏に対し、在任中の功労に報いるため、当社における一定の基準による相当額の範囲内で慰労金を贈呈したいと存じます。

なお、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、取締役（監査等委員である取締役を除く）在任期間分については取締役会に、監査役及び監査等委員である取締役在任期間分については監査等委員である取締役の協議にご一任願いたいと存じます。

退任取締役の略歴は、次のとおりであります。

氏名	略歴
井元義久	平成14年6月 当社社外監査役
	平成27年6月 当社社外取締役（監査等委員）（現任）
仙北谷哲男	平成24年6月 当社社外取締役
	平成27年6月 当社社外取締役（監査等委員）（現任）

第6号議案 役員退職慰労金制度廃止に伴う退職慰労金打ち切り支給の件

当社は、役員報酬体系の見直しの一環として、平成29年5月15日開催の取締役会において、役員退職慰労金制度を本総会終結の時をもって廃止することを決議いたしました。

これに伴い、第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く）5名選任の件」及び第3号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、重任予定の取締役（監査等委員である取締役を除く）5名及び監査等委員である取締役1名に対し、平成29年6月23日までのそれぞれの在任期間に対する退職慰労金を、当社における一定の基準による相当額の範囲内で打ち切り支給することとし、支給の時期は各取締役の退任時といたしたいと存じます。

なお、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、取締役（監査等委員である取締役を除く）在任期間分については取締役会に、監査役及び監査等委員である取締役在任期間分については監査等委員である取締役の協議にご一任願いたいと存じます。

役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給予定の取締役の略歴は、次のとおりであります。

氏名	略歴
下 條 治	平成20年6月 当社取締役 平成24年4月 当社代表取締役社長（現任）
上 田 晋太郎	平成26年6月 当社取締役（現任）
小 林 勇 記	平成28年6月 当社取締役（現任）
高 木 洋	平成28年6月 当社取締役（現任）
高 木 洋 二	平成27年6月 当社社外取締役（現任）
中 山 かつお	平成19年6月 当社社外監査役 平成27年6月 当社社外取締役（監査等委員）（現任）

第7号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）に対する業績連動型株式報酬制度導入の件

当社の取締役の報酬は、「基本報酬」、「賞与」及び「役員退職慰労金」により構成されておりましたが、役員報酬制度の見直しを行った結果、本総会終結の時をもって、役員退職慰労金制度を廃止することといたしました。本議案は、新たに取締役（非業務執行取締役及び監査等委員である取締役を除く）及び執行役員（以下「取締役等」という）を対象とした業績連動型株式報酬制度（以下「本制度」という）を導入することについて、そのご承認をお願いするものであります。

具体的には、取締役等の役位に基づき、中期経営計画「Vision2020」（以下「本中期経営計画」という）の対象期間（平成30年3月期から平成32年3月期（以下「対象期間」という））の最終年度の会社業績目標達成度に応じて、当社取締役等に対して当社株式を交付する旨のご承認をお願いするものであります。なお、その詳細につきましては、下記2の枠内で取締役会にご一任願いたいと存じます。

1. 提案の理由及び当該報酬を相当とする理由

当社は、取締役等の報酬と会社業績及び当社の株式価値との連動性をより明確にし、当社の本中期経営計画に基づく中長期的な業績の向上による持続的成長と企業価値の増大への貢献意識を高めてゆくために、本制度の導入は妥当であると判断いたしました。

2. 本制度における報酬等の額及び内容等

(1) 本制度の概要

本制度は、取締役等に対して、役位に基づき、会社業績目標達成度に応じて、当社普通株式を交付する業績連動型の株式報酬制度です。

本制度の導入により、取締役等の報酬は、従来の基本報酬及び前年度の業績に応じた役員賞与に、本制度に基づく業績連動型の株式報酬を加えた構成となります。なお、平成28年6月24日開催の第51回定時株主総会において決議された取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬限度額（月額200万円以内）とは別枠といたします。

また、本制度の対象となる取締役等の員数は、第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く）5名選任の件」が原案どおり可決されますと、取締役4名（非業務執行取締役を除く）、執行役員3名の計7名になります。ただし、対象期間中、就退任の状況により対象人数は変動することがあります。

(2) 本制度の仕組み

本制度は、以下の手続きによって実施されます。

- ① 本中期経営計画の最終年度の会社業績目標達成度に応じて、取締役等の役位に基づき、下記(3)に記載の算式により求められた交付株式数に相当する金銭報酬債権（※）を付与いたします。
 - ② 取締役等は、当社の自己株式の処分の際して当該金銭報酬債権を現物出資することにより、当社普通株式を取得します。
- (※) 金銭報酬債権の金額については、対象期間終了後の取締役会において決定するものとし、当該取締役会開催日の前営業日の東京証券取引所の当社普通株式終値に、各取締役等に対する交付株式数を乗じて算出するものといたします。

- (3) 本制度に基づき各取締役等に対して交付される当社株式数
当社は、以下の算式に基づき、交付する株式数を算出いたします。

【算式】

- ① 基準交付株式数
＝取締役等の役位に基づく報酬基準に応じて定める金額
／ 基準株価 (※) × 3 (事業年度分)
- (※) 基準株価：平成29年6月23日開催予定当社定時株主総会前日の当社普通株式の終値
- ② 各取締役等に対する交付株式数 (※1)
＝基準交付株式数 × 業績連動支給率 (※2)
- (※1) 算出した交付株式数に単元未満株が生じる場合、単元未満株式は切り捨てるものといたします。
- (※2) 業績連動支給率は、各取締役等の数値目標に対応する水準を100%とし、目標達成度に応じて0%から150%の範囲で定めます。

- (4) 本制度に係る金銭報酬債権の合計額及び交付株式数の上限

本制度の対象期間において、取締役等に交付する金銭報酬債権の合計額は、上限を1億5千万円とし、交付する当社普通株式の合計株数を30万株といたします。ただし、当社の発行済株式総数が株式の併合、株式の分割、株式無償割当等によって増減した場合、当該上限及び取締役等に対する交付株式数は、その比率に応じて合理的に調整いたします。

- (5) 本制度の株式交付要件

本制度においては、対象期間が終了し、以下の株式交付要件を満たした場合、取締役等に対して当社普通株式を交付いたします。

- ① 対象期間中に取締役等として在任したこと
② 一定の非違行為がなかったこと
③ その他株式報酬制度としての趣旨を達成するために必要と認められる要件

(注1) 対象期間中に取締役等が退任する場合には、1年単位（1年に満たない場合は、切り捨てる）で在籍年数に応じて按分した数の当社普通株式を交付いたします。

(注2) 対象期間中に新たに就任した取締役等においては、1年単位（6ヶ月以上在籍した場合は、1年に切り上げる）で在籍年数に応じて按分した数の当社普通株式を交付いたします。

(注3) 取締役等の対象期間中の死亡による退任の場合においては、1年単位（6ヶ月以上在籍した場合は、1年に切り上げる）で在籍年数に応じて按分した数の当社普通株式を交付いたします。

以 上

【議決権の行使等についてのご案内】

1. 代理人による議決権行使

株主総会にご出席いただけない場合、議決権を有する他の株主1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

2. インターネットによる議決権行使のお手続きについて

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

記

(1) 議決権行使サイトについて

① インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話（iモード、EZweb、Yahoo!ケータイ）※から、当社の指定する議決権行使サイト（<http://www.evote.jp/>）にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時まででは取り扱いを休止します。）

※「iモード」は(株)NTTドコモ、「EZweb」はKDDI(株)、「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc.の商標または登録商標です。

② パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合、T L S暗号化通信を指定されていない場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。

③ 携帯電話による議決権行使は、iモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、T L S暗号化通信および携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。

④ インターネットによる議決権行使は、平成29年6月22日（木曜日）の午後5時30分まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

(2) インターネットによる議決権行使方法について

① 議決権行使サイト（<http://www.evote.jp/>）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

② 株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。

③ 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。

(3) 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- ① 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- ② インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。またパソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

(4) 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。また、携帯電話等をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話等利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

システム等に関するお問い合わせ

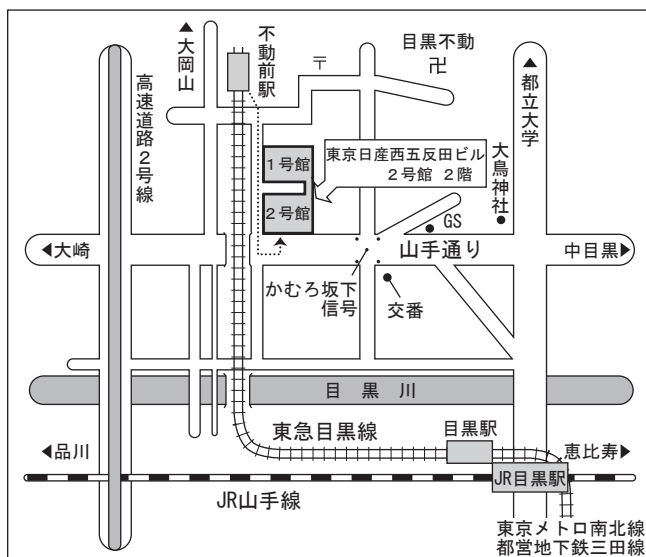
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

電話 0120-173-027（受付時間 9:00～21:00、通話料無料）

以上

第52回定時株主総会会場ご案内図

会 場 東京都品川区西五反田四丁目32番1号
東京日産西五反田ビル2号館2階 当社本社会議室
電話 03-5437-1021 (代表)



●交通経路

- ・ 東急目黒線 (東京メトロ南北線、都営地下鉄三田線相互乗り入れ)
 不動前駅より徒歩2分